

罹災証明書の交付申請の際に、被災家屋の写真等の提出を求める運用の是正を求める会長声明

- 1 本年9月8日に本県へ襲来した台風13号は、県内各所に多大な被害をもたらした。本年5月11日には県内南部で震度5強を観測する地震が発生し、各所に被害をもたらした。4年前の令和元年房総半島台風による被害は甚大なものだった。このように本県においても自然災害による住家等の損壊は、近年より差し迫った危険となっている。応急修理制度の利用等、被災した住家等の復旧に欠かせない文書が、罹災証明書である。
- 2 罹災証明書の交付事務については、災害対策基本法90条の2に定められている。同法では、「市町村長は」、「当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく」罹災証明書を交付しなければならないと定めてはいるものの（同条1項）、交付の要件については明示していない。同法の施行令、施行規則にも定めはなく、発行の要件、必要書類については各市町村長の判断に委ねられている。

県内の市町村の中には、罹災証明書の交付申請の際に、住民に対し被災家屋の写真の提出を求める運用を行っている所がある。また、住宅の位置図や修繕の見積書の提出を求める所もある。こうした罹災証明書の交付申請書の他に、写真等の添付書類の提出を求める運用は、各自治体のホームページなどで示されている。
- 3 しかし、被災者は、住家が被災し生活もままならず疲弊していて煩雑な行政手続まで手が回らない。撮影機器が被災により失われていることもあり、仮にスマートフォンなどで写真が撮れたとしても、それを印刷する手段がない場合が多い。そのため、写真等の提出を求める運用は、速やかな罹災証明書の交付の妨げになるだけでなく、被災した住民に不要な負担をかけ、罹災証明書の取得をためらわせ、ひいては断念させるおそれのある運用であり、不適切である。
- 4 この点、令和5年3月内閣府発行「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」（以下「手引き」という。）では、罹災証明書の発行業務について「自己判定方式を実施しない場合には」「写真等の添付書類」「を必須とする必要はありません。被災者負担の観点からも添付書類を必須としないよう留意してください。」と記載されている（手引き51頁）。さらに、令和2年7月6日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）発出「令和2年7月豪雨における住家の被害認定調査業務の効率化・迅速化に係る留意事項について」でも、被災者が自己判定方式を希望した場合「以外の場合には、申請時に写真の添付は必須ではありませんので、念のため申し添えます。被災者に必要以上の負担をかけないようにする観点から、「罹災証明書の申請にあたり写真の添付や提示を必須とすることがないようにご注意ください。」と記載されている。このように災害対策基本法上では、罹災証明書の交付にあたって被災家屋の写真等の提出は不要と理解されているのである。

5 したがって、申請の際に被災家屋の写真等の提出を求めることは、災害対策基本法の解釈に反し、被災者に過度な負担を強いるものであるので、速やかに是正し、写真等の提出を不要とすべきである。当会は罹災証明書の取得が円滑になされるように働きかけるとともに、罹災証明の再判定や応急修理制度等必要な情報を提供するなどして自然災害の被災者の支援に取り組んでいくものである。

2023年10月23日

千葉県弁護士会 会長 菊地 秀樹